

第4章 基本計画

第1節 分野別計画

1 出産・子育て・教育



こどもを産み育てたい人が安心して出産・子育てができる環境づくりや、すべてのこどもが自分の選択に基づいて学び、地域に生まれ、成長できる環境づくりを進めるとともに、総合的な少子化対策を推進します。

分野別目標（ありたい姿）

- 1 安心して出産・子育てができるまち
- 2 質が高く、特色ある保育や学びのあるまち
- 3 誰一人取り残されことなく、安心して学べるまち
- 4 こどもを地域で見守り育むまち



| 達成目標 (KPI)

評価指標	現況値		目標値 (令和11年度)	該当
	値	年度		
合計特殊出生率	1.51	平成30年～ 令和4年の平均	1.51 (維持) (令和5年～10年 の平均)	全分野別目標
子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の項目「子育て環境や支援への満足度」で、「満足」「ほぼ満足」と回答した家庭の割合	34.7%	令和5年度	60%	全分野別目標
待機児童数	0人	令和5年度	0人	分野別目標1
乳幼児健診受診率	96.1%	令和5年度	100%	分野別目標1
総合計画策定アンケート調査の「母子保健と包括的な子育て支援体制の充実」の満足度に、「満足」「まあ満足」を選択した割合	23.6%	令和6年度	50%	分野別目標1
肥満傾向のこどもの割合(学齢期の男児・男子の値が県平均より高い)	9歳 14.6% 12歳 17.9%	令和4年度	9歳 13% 12歳 17%	分野別目標1 分野別目標2
全国学力・学習状況調査の項目「いじめは、どんな理由があってもいけないと思うか」に、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童・生徒の割合	98.6%	令和6年度	100%	分野別目標2 分野別目標3
全国学力・学習状況調査の項目「将来の夢や目標を持っていますか」に、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童・生徒の割合	81.8%	令和5年度	100%	分野別目標2 分野別目標3 分野別目標4
全国学力・学習状況調査の項目「自分に良いところがあると思うか」に、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童・生徒の割合	87%	令和6年度	100%	分野別目標2 分野別目標3 分野別目標4



分野別目標 1

安心して出産・子育てができるまち

安心して出産や子育てができる町、こどもが健やかに育つ町の実現を目指し、妊産婦健診や乳幼児健診、産後ケア事業などの充実を図り、保健・福祉・医療・教育の関係機関・団体が相互に連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を推進します。

現状と課題

家族のあり方や家庭を取り巻く環境の変化によって、保護者の子育ての負担や不安、孤立感を抱える家庭が増えている傾向があります。「第三期小布施町子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて令和5年度に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果では、日常的に祖父母等の親族にこどもを見てもらえる人や、こどもが成長過程で出会う大人の数が減少しているといった状況が読み取れます。

子育てについて気軽に相談ができたり、こども同士やその保護者同士、地域の皆さんが交流できる場などの充実や、子育て家庭が孤立せず、地域ぐるみで子育てを行う環境づくりを進める必要があります。

産後ケアの充実や伴走型の相談支援を実施し、すべての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう切れ目のない相談支援体制の強化を図る必要があります。

重点施策

母子保健と包括的な子育て支援体制の充実

妊婦健診、乳幼児健診、健康相談、子育て教室、赤ちゃん訪問などを通じて、妊産婦や乳幼児の健康状態を把握し、母親の子育てにおける孤立を防ぎ、産後うつや児童虐待の予防を図ります。

また、妊娠期から子育て期を通じて保護者の学ぶ機会や相談の充実を図ります。

相談支援を通じた妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援の推進

令和6年度に設置した子ども家庭支援センターと保健センターが連携・協力しながら、健康診査や園巡回、教育支援などを実施します。妊娠期からこどもが18歳になるまでの親子・家族の悩みや心配ごとなどの相談に応じ、18歳以降の対象者に対しては福祉担当ときめ細やかに引継ぎを行うなど、のりしろのある重層的な支援を行います。

多様な保育サービスの提供と待機児童ゼロの実現

未満児保育の環境整備に取り組むとともに、こども誰でも通園制度や一時保育事業など多様な保育ニーズに対応できる支援体制を充実します。

また、誰もが子育てと仕事を両立できるワークライフバランスを推進するため、病児・病後児保育事業の環境整備や放課後児童クラブの充実に取り組むとともに、エンゼルランドセンターを子育て支援の拠点として多くの家庭が集える場所にします。

結婚支援の充実

結婚を希望するすべての人がその望みをかなえられるよう、関係機関と連携して結婚相談や出会いの場の提供を行うとともに、新婚世帯への経済的支援を行い、結婚しやすい環境づくりを推進します。

不妊治療・未熟児養育医療費への助成

県の不妊治療費助成事業の対象外となった治療費に対する町独自の助成や未熟児の養育医療費に対する助成を行うとともに、保健師が相談に応じ妊娠・出産・子育てへの支援を行います。

子育て世帯への経済的支援の充実

18歳までのこどもの福祉医療費給付（助成）による医療費負担軽減を継続するとともに、出産祝い金や多子世帯への入学祝い券の給付、中学校給食費等教育に係る費用など、子育て世帯への経済的支援により、負担軽減を図ります。

→ 関連施策：基本施策 医療・介護・福祉の連携推進

働く世代の就労と子育ての両立の支援

子育てと、仕事やキャリア形成の調和を図るため、子育て家庭が置かれている環境に応じた保育サービスの提供体制を構築し、子ども家庭支援センターなどの相談体制の充実を図ります。

→ 関連施策：基本施策 男女共同参画の推進



分野別目標 2

質が高く、特色ある保育や学びのあるまち

こどもの健やかな体としなやかな心を養うため、幼児期の保育や学校教育、子育て支援体制の充実を図るとともに、幼保小中一貫教育で目指すこども像の実現のため、こども個々の多様性に応じた「学びづくり、心づくり、体づくり」の取り組みを推進します。

小布施町幼保小中一貫教育グランドデザインで目指すこども像

- 1 めまぐるしく変化する国際社会を生き抜くたくましさがあるこども
- 2 家族・仲間・故郷を愛し、ふるさと小布施に誇りが持てるこども
- 3 心身ともに健康であるこども

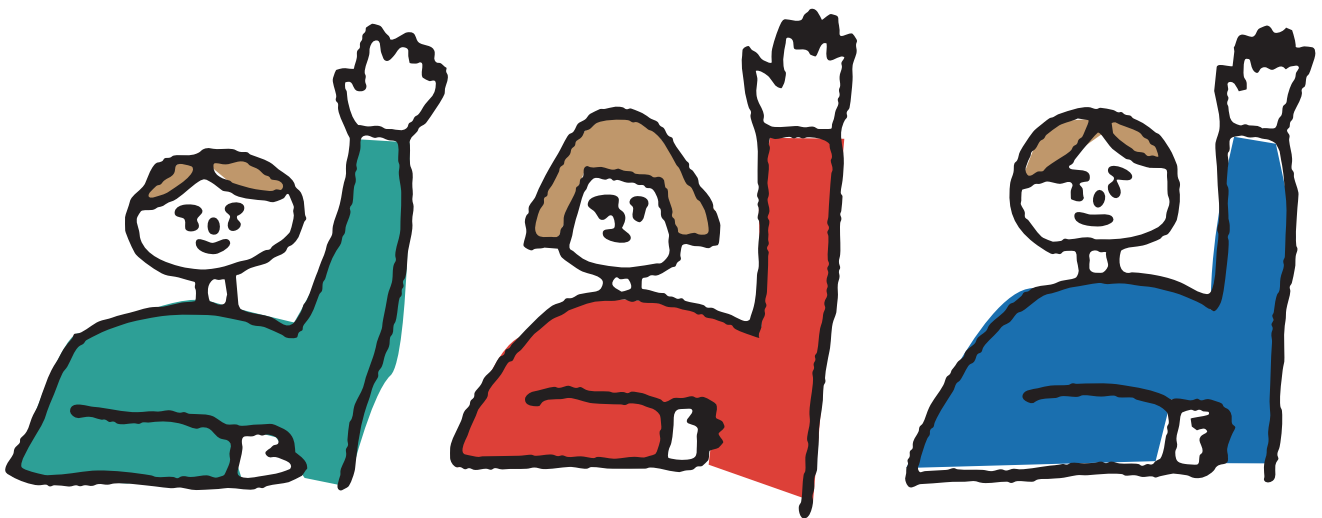
現状と課題

町では、園や学校、町民の代表で構成する「小布施学園コミュニティ・スクール運営委員会」を中心に、幼保小中一貫教育で目指すこども像の実現に向け、成長期に応じたさまざまな取り組みを行っています。

家族のあり方が多様化する中、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加等もあり、保育ニーズは依然として高い状況が続いています。「第三期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて実施したニーズ調査によると、現在、就労していない保護者であっても今後の就労を希望する人が多く、保護者の就労意向は高まっています。それに伴い、保育ニーズは今後も高く、特に3歳未満の低年齢児の保育環境の整備や放課後児童クラブの充実が求められます。

多様化する保育ニーズや保育士等の人材確保が困難な状況の中、町立園への入園受け入れ数を増やしていますが、毎年入園の調整をお願いする家庭が20件程度あります。

また、小・中学校の施設や設備等の老朽化への対応や照明のLED化等による学習環境の向上を図る必要があり、特に建築から40～50年経過し老朽化が進む各保育園の建て替えまたは長寿命化への対応も急務です。



幼保小中 12 年間一貫したこどもの育成

幼保から中学卒業までの 12 年間で、こどもの成長期に沿った「学びづくり、心づくり、体づくり」の活動を通じて、好奇心・探求心の育成や協働的に学ぶ力の育成に重点的に取り組みます。

こどもの成長を育む支援体制の充実

職員の能力の向上に努めるとともに、インクルーシブ教育^{*11}の実現への理解を深め、園巡回相談、教育相談、教育支援委員会開催等により保育や教育の支援体制の充実を図ります。

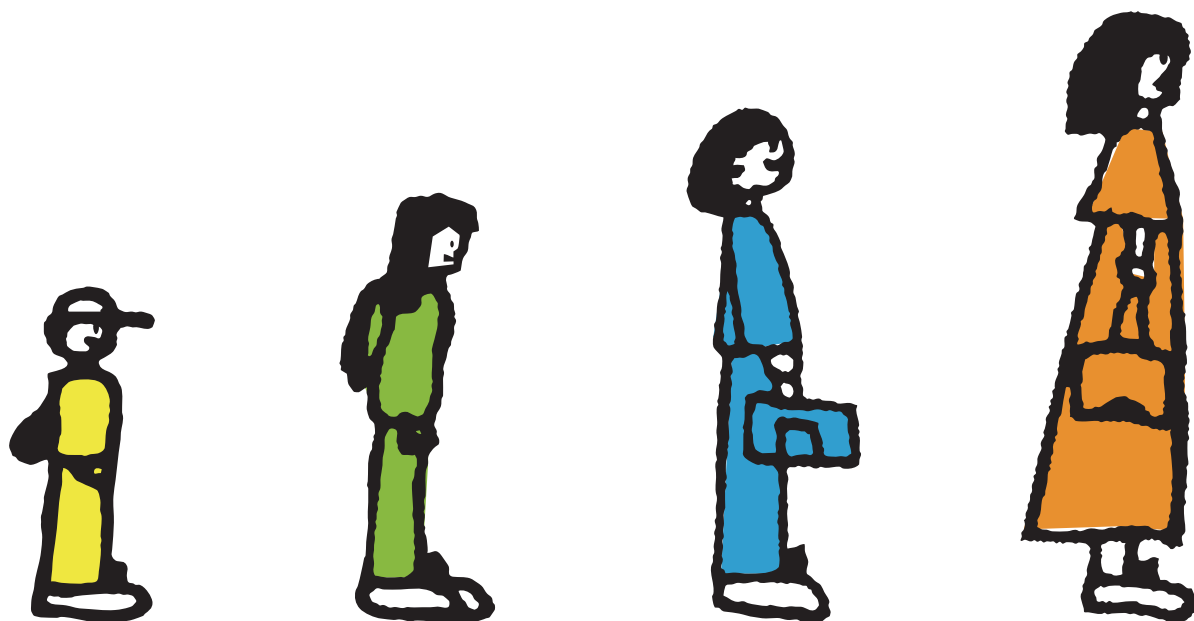
→関連施策：重点施策 障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容体制の構築

低学年からの学習支援体制の充実

こどもが主体的に学び続ける力や意欲を持てるよう学習支援を強化し、低学年からの基礎学力の定着や学力向上を図ります。

町立保育所の将来像の策定と環境整備の推進

将来にわたり利用する園児数や保育ニーズを捉え、町立園のあり方を検討した基本構想を策定し、基本構想に基づき老朽化した各保育園の建て替えを進めるとともに、保育の質の向上や特色ある保育環境の整備を進めます。



^{*11} さまざまな課題を超えて多様な子どもたちが一緒に学ぶ教育。

規則正しい生活の普及

自然の中での遊びなどを通して成長に必要な力を身に付けるとともに、幼少期から脳科学などに基づいた規則正しい生活習慣を身に付け、社会の変化に柔軟に対応し生き抜けるよう、個々の可能性を最大限に広げる土台づくりに取り組みます。

安全で快適な学校の環境整備と教育設備の充実

設備の老朽化が進む小・中学校に関して、国等の学校施設整備補助金を活用しながら、蛍光灯のLED化やICT設備の更新など、安全で快適な学校の環境整備と教育設備の充実を図ります。

安全で安心な学校給食の提供

衛生管理を徹底し、子どもたちの健康な成長に必要な栄養バランスに配慮した献立により、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。

また、地元産の農産物を食材として取り入れ、積極的に活用した学校給食を通して、食育の推進を図ります。

→関連施策：基本施策 食育の推進

分野別目標 3

誰一人取り残されることなく、安心して学べるまち

SNS等を通じた誹謗中傷やいじめなどによる不登校を防ぐ対策の強化や、児童虐待や生活困窮など、さまざまな困難や生きづらさを抱える子どもたちを支援し、子どもたちが自己肯定感や自己有用感を高め社会の中で活躍し将来にわたって幸福な生活が送れるよう、こどもの権利が守られ安心して学べる環境づくりを進めます。

現状と課題

こどもの権利は、児童の権利に関する条約や日本国憲法、こども基本法に位置付けられた権利です。こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、自分が持つ権利を学ぶことで、他のこどもやおとなにも権利があることを学び、お互いを大切にする社会の基盤をつくります。ニーズ調査では、こどもの権利の名前と内容を知っている保護者は、約3割でした。こどもの権利の普及・啓発に向けた取り組みや、あらゆるこどもの参加についての取り組みを行うことが必要です。

コロナ禍を経て、不登校の児童生徒の割合は増えています。「不登校は問題行動ではない」という認識に立ちながらも、欠席は児童生徒が発する何らかのサインと捉え、多様な学びの機会を保障する仕組みを整えていくことが必要です。

重点施策

こどもの成長、発達の特徴に応じた学習環境の充実

医療的ケアが必要な児童生徒や、配慮が必要な児童生徒の発達の特徴に応じた個別支援計画や幼保小中連携支援シートを作成し、校内や園、学校間で共有や伝達を図りながら、その特徴に応じた学習環境の整備を進めます。

不登校やひきこもりへの支援の強化

教育支援センター（旧：中間教室）の運営に関し、支援員の増員等による人員体制の拡充や、こどもたちが安心して通い、学習や活動に取り組める場所となるよう内容の充実を図ります。

→関連施策：基本施策 ひきこもり支援

児童虐待防止

児童虐待を未然に防ぎ、こどもの権利を守るため、虐待防止広報活動を積極的に行うとともに、相談体制を充実させ、関係機関との連携や情報共有を密に行い、早期発見・早期対応に向けて、こどもや保護者に寄り添う支援に取り組みます。

→関連施策：基本施策 権利擁護の推進

いじめ防止対策の強化

小・中学校との連携や連絡を密に行い、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。

基本施策

こどもの居場所づくり

こどもの声（視点）である「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点に立った多様な居場所づくりを町内外の関係機関や親の会と協力しながら目指します。

また、こども自身が「こどもの権利擁護」について学ぶ機会を設けることも検討します。

→関連施策：基本施策 こどもの思いを受け止めるおとなづくりの推進

→関連施策：基本施策 地域でこどもを見守る仕組みづくり

→関連施策：基本施策 人権教育と啓発活動

分野別目標 4

こどもを地域で見守り育むまち

町に関わり住むすべてのおとなたちが、より良い子育て・教育環境をつくる一つのチームとなって子どもたちを見守り、子どもたちの思いや願いに耳を傾け、その実現を応援する地域づくりを進め、子どもたちの多世代とのつながりや交流を進めます。

現状と課題

核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加や、リモートワーク等の進展により家族の形態が大きく変容を遂げ、子育てや教育に関わる親世代の負担感は大きくなる傾向があります。今後もこの傾向は続くことが予想される中で、地域ぐるみでこどもを取り巻く環境を支え、これからの時代に合った子育て支援、家庭支援のあり方を検討・実践していくことが求められています。

基本施策

こどもの思いを受け止めるおとなづくりの推進

こどもの未来のウェルビーイング*12に向けて、保育士や教職員が現場で活かすため研修等を充実します。小布施町幼保小中一貫教育グランドデザインで目指す「自ら考え、行動し、責任をもって生活や社会を変えようとする力（エージェンシー）」の育成の3つの重点である「好奇心・探求心の育成」、「協働的な学び・遊びの育成」、「調整力の育成」について、保護者や地域のおとなが触れられる学習機会を提供します。

→関連施策：基本施策 こどもの居場所づくり

→関連施策：重点施策 町全体を教室とした社会教育の展開

コミュニティ・スクールを基盤とした地域と園・学校の連携促進

園・学校、家庭、地域などが一体となって、子どもたちの成長や教育を支える体制を強化していくため、小布施学園コミュニティ・スクールの運営に取り組みます。

→関連施策：重点施策 町全体を教室とした社会教育の展開

青少年健全育成の推進

各育成会活動や各種体験活動を支援し、児童生徒が多世代や地域の人等との協働や交流から、自主性や社会性、正義感、倫理観を持った心豊かな人間性を育みます。

*12 身体的・精神的・社会的に良好な状態（well-being）にあることを指す。

基本施策

多世代とつながり合う地域づくりの推進

スポーツや文化・芸術、地域の行事などさまざまな活動を通じて、異なる年齢の子どもたち同士や多世代の人たちとのつながりや交流を進め、子どもを中心とした多世代交流・共生の地域づくりを推進します。

→関連施策：重点施策 町全体を教室とした社会教育の展開

地域で子どもを見守る仕組みづくり

学習支援ボランティアや生活リズムの啓発、授業・保育参観や信州あいさつ運動などを通じ、地域の人が、園・学校に関わる機会を増やし、子どもを中心とした地域の連携づくりを推進します。

→関連施策：基本施策 こどもの居場所づくり

食育の推進

幅広い年代において、農や食に関わる体験や学習、共食など総合的な食育活動を推進し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、心身の健全な成長、生きる力を育みます。

→関連施策：基本施策 安全で安心な学校給食の提供

主な関連計画

- ・第三期小布施町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）
- ・健康増進計画はつらつおぶせ健康21（第三次）（令和6年度～令和17年度）



2 健康・福祉



自分の力でできることは自身で行う「自助」、家族や地域で支え合う「互助」、社会保障制度などの仕組みによる「共助」、生活保護など行政が行う「公助」が連携し、誰もが自分らしく暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。

分野別目標（ありたい姿）

- 1 健康への意識が高いまち
- 2 地域で支え合い、生活に困りごとを抱える人を誰一人取り残さないまち
- 3 高齢者がいきいきと活躍するまち
- 4 障がいのある人が安心して暮らせる、心の安らぐまち



達成目標 (KPI)

評価指標	現況値		目標値 (令和11年度)	該当
	値	年度		
健康寿命*13	男性 83.1 歳 女性 84.8 歳	令和4年度	延伸	全分野別目標
国民健康保険特定検診受診率	40.1%	令和4年度	60%	分野別目標1
特定保健指導実施率	48.5%	令和4年度	80%	分野別目標1
ゲートキーパー*14 研修受講団体数	2 団体	令和4年度	27 団体	分野別目標2
ひきこもりの実態の把握調査	—	—	1 回	分野別目標2
認知症サポーターの養成数	350 人	令和5年度	420 人	分野別目標3
65 歳以上の通いの場への参加人数	243 人	令和5年度	290 人	分野別目標3
高齢者等実態調査*15 項目「地域包括支援センターの認知度」で「よく知っている」と「ある程度知っている」と回答した元気高齢者の割合	31%	令和4年度	50%	分野別目標3
障がい者の一般就労への移行数	1 人／年	令和3年度	3 人／年	分野別目標4



*13 健康寿命の補完的指標である「平均自立期間（介護受給者台帳における要介護1以下）」を採用。

*14 家庭や地域、職場、保健、医療、教育などの場面で、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、見守りや、必要に応じて専門相談機関へつなぐなど適切な対応を図る役割が期待される存在。（長野県精神保健福祉センター・長野県自殺対策推進センター「守ろうたいせつなのち ゲートキーパーのためのテキスト第5版」）

*15 小布施町高齢者福祉計画・小布施町介護保険事業計画（3か年）策定年度の前年度に調査。（3年に一度）

分野別目標 1

健康への意識が高いまち

若い世代からお年寄りまで、各種健診の受診を促し、町民の健康状態の把握に努めるとともに、生活習慣病や認知症、体力低下などを防ぎ、健康長寿につなげるための各種教室事業、社会参加の機会の拡充を図ります。

現状と課題

特定健診をはじめとする健康診査の受診率向上のため、集団健診の日程を増やし、健診を受けやすい体制づくりと、説明会において健診結果を個別に返却する際に、丁寧な保健指導に努めてきました。

また、令和4年度から妊婦歯科健診を、令和5年度から成人歯周病検診を実施し、歯周病予防等に取り組んできました。

令和5年度に「健康増進計画はつらつおぶせ健康21（第三次）及び国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定し、これらの計画により明確になった町の健康課題の改善に向け、保健指導に活用し、今まで以上の取り組みを進めていく必要があります。

感染症対策では、新型コロナウイルスをはじめとする各種予防接種の受診勧奨等を行うとともに、予防接種事務のデジタル化を図り、予防接種を受けやすい体制づくりに取り組む必要があります。

重点施策

健診推進と保健指導強化

保健師・管理栄養士による相談、保健指導を強化し、若いころからの町民健診の一層の普及・啓発、40歳以降の特定健診やがん検診等の受診率向上に取り組めます。若い時からの自身の健康状態や生活習慣を把握しながら生活習慣等の改善が図れるよう支援し、生活習慣病の発症予防・重症化予防を推進します。

また、健康増進の取り組みの一環として運動教室を実施し、運動習慣の定着を図り、健康への意識を高めます。

さらに、歯科健診や歯周病検診の受診勧奨を行い、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた虫歯予防、歯周病予防、オーラルフレイル（口腔機能の衰え）等の歯科保健を推進します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

成人期から後期高齢者へ継続した保健事業を行い、高血圧、糖尿病等生活習慣病予防やフレイル^{*16}予防を含めた介護予防事業の一体的な取り組みをより一層進めます。

また、KDBシステム^{*17}のデータを活用し、医療レセプトと健診データ分析に基づき把握できた課題解決のための企画を実施し、結果の評価・分析を行い、重症化予防・健康維持を図ります。

健診結果に基づいた保健指導の強化や、介護予防教室や認知症予防活動の継続・充実を図り、より身近な地域で参加できる教室・活動をさらに充実すること等により、介護が必要になることをできる限り予防し、可能な限り地域で自立した生活を送れるよう要介護状態の重度化防止を推進します。

→関連施策：基本施策 医療・介護・福祉の連携推進

→関連施策：基本施策 高齢者の在宅支援

予防接種の推進

乳幼児に対する定期予防接種の実施のほか、季節性インフルエンザや新型コロナウイルスの予防接種の費用助成を行い、感染拡大の抑制を図るとともに安全かつ適正な予防接種の実施に引き続き取り組みます。

また、予防接種事務をデジタル化し、町民の利便性の向上と接種記録等の事務の効率化を図ります。



^{*16}「虚弱」を表す言葉で、健康な状態から加齢により要介護状態に至るまでの中間の状態を表す。からだの虚弱（ロコモティブシンドローム（運動器の機能低下で歩行等に影響のある状態）、サルコペニア（筋肉量が減少している状態）など）、こころの脆弱性（うつ、認知機能の低下など）、社会的虚弱（閉じこもりなど）などが要素となっている。

^{*17} 国民健康保険団体連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、統計情報・個人の健康に関するデータを作成するシステム。

分野別目標 2

地域で支え合い、生活に困りごとを抱える人を誰一人取り残さないまち

誰もが地域の中で尊重され、その人らしく安心して暮らせるよう支援を行います。困りごとを抱える人が周囲に相談しやすく一人で抱え込むことのない環境をつくとともに、「支える側」、「支えられる側」という垣根を超え、地域全体で支え合える仕組みづくりを進めます。

現状と課題

経済的な困窮をはじめ、就労、心身、住まいの確保、家族のあり方、債務、社会的な孤立など、生活する上での困りごとは複雑化・多様化しています。

ストレス社会において、心身の健康や社会的要因から心理的に追い詰められ、その人にいつもと違う変化が見られたときには、ゲートキーパーが、つらさに寄り添いながら適切な支援者や相談機関につなげることが大切です。

加齢等により一人で決めることが心配な人のための成年後見制度利用の促進や、外から見えにくい虐待についての対応が求められています。

心身の状態に関わらず、地域で自分らしく暮らし続けるためには、医療・介護以外に、近隣者による見守り、家族や地域の理解や支え合う「互助」（お互いさまの支え合い）などが必要です。



各種相談窓口の連携強化、広報の充実

心配ごと相談、法律相談、行政相談、人権よろず相談など各種相談窓口の一体的な運営や情報発信に努め、誰でも気軽に利用できる環境づくりを目指します。

また、複雑な相談や課題に対しては、各種機関が連携して解決をサポートできるよう、情報共有や対応をスムーズに行える体制を作ります。

→関連施策：基本施策 権利擁護の推進

支え合い活動の推進

若い世代から高齢者まで、障がいや認知症状の有無、一人暮らしや高齢者のみの世帯にかかわらず、移動や日常生活に困らないような仕組みをつくることに併せて、社会参加を促し、誰もが地域で自分らしく暮らし続けていける気負いすぎない地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。

また、誰もがそれぞれ持つ経験・知識・技能を活かし、年齢を重ねても、地域内での社会参加により生きがいを持って暮らしていくことができるよう、個人や団体の取り組みを支援します。

→関連施策：基本施策 認知症施策の推進

→関連施策：重点施策 小布施まちづくり委員会など町民との協働

生活困窮者の自立支援

経済的な困窮をはじめ、就職や住まい、家計の管理などの困りごとや不安を抱えている人に寄り添い、適切な相談窓口につなげるとともに、県・町社会福祉協議会等の関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。



心の支援の充実

さまざまな理由で生きづらさを抱えている人やその家族に寄り添い、安心・安全な居場所づくりや社会的自立につなげる支援に取り組みます。また、ゲートキーパー研修等を通して、多くの人が自身の心のストレスへの対処方法を知識として学ぶ機会を増やし、同時につらさを抱える人にとってはゲートキーパーとなり、その人の思いを傾聴し寄り添いながら適切な支援者や相談機関につなげることができるよう働きかけます。

ひきこもり支援

令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、基本理念として「孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他現状からの脱却に資する取組や施策推進」が掲げられています。この基本理念のもと、各種研修会への参加や、現状把握のための実態調査を実施し、孤独・孤立対策地域協議会の設置や人材確保、支援のあり方について検討します。

→関連施策：重点施策 不登校やひきこもりへの支援の強化

医療・介護・福祉の連携推進

医療・介護・福祉の連携により、要介護認定を受けている人や障がいのある人が地域で生活を続けられるよう支援します。

日常的な医療の受診や健康管理、服薬指導、健康相談等を行うことができるよう、医師会、薬剤師会等と連携して「かかりつけ医」、「かかりつけ薬局」の機能の充実を図ります。

また、18歳までのこども、障がい者、ひとり親家庭における医療費の自己負担分に対し、福祉医療費給付（助成）により医療費の負担を軽減します。

→関連施策：基本施策 子育て世帯への経済的支援の充実

→関連施策：基本施策 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

権利擁護の推進

障がいや加齢などによって一人で決めることが心配な人の財産管理などを支援する成年後見制度についての相談に対し、須高地域成年後見支援センターなどの相談窓口につなげます。高齢者・障がい者・児童虐待・DV被害者・ヤングケアラーの早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連絡体制の強化や、研修会への参加などによる知識や対応能力の向上を図ります。

また、将来の変化に備え、特に高齢者においてはどのような最期を迎えたいかを心づもりしておくACP（アドバンス・ケア・プランニング*18）やリビングウィル*19、絆ノート*20について、より一層普及啓発を推進します。

→関連施策：重点施策 児童虐待防止

→関連施策：重点施策 各種相談窓口の連携強化、広報の充実

家族介護者への支援の充実

高齢者を傍らで支える家族介護者が悩みを抱え込むことなく、困りごとがあったら気軽に介護の相談ができる窓口としての地域包括支援センターの周知や事業の充実に取り組みます。

また、介護者が介護に関する悩みを抱え込んでしまったり、地域で孤立したりしないように在宅介護者交流事業などを定期的に開催していきます。

*18 もしものときのために、本人が望む医療・ケアを事前に考え、家族・親しい人、医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組み。

*19 本人が元気なうちに終末期治療の意向を事前に意思表示しておくもの。

*20 人生の最期に向け、自分の財産やモノ、介護・医療、葬儀・お墓などについて記したノート。

分野別目標 3

高齢者がいきいきと活躍するまち

高齢者一人ひとりの尊厳が守られ、そして高齢者が自分らしい生活を可能な限り続けていくために、日常生活の中で介護予防など自分でできることに取り組み、年齢に関係なく、「支えることもあれば支えられることもある」という考えのもと、地域での生活の持続を目指します。

現状と課題

後期高齢者の増加とともに、健康に不安を持つ人や介護が必要な人が増加する見込みです。これまで町は介護予防、認知症予防に力を入れて取り組んできましたが、住み慣れた地域でできるだけ自分らしく最期まで暮らすために、自らの健康は自ら守る意識を持ち、健康づくりの取り組みを推進することに加え、介護が必要な高齢者を支える周りの人への理解や支援が必要です。

基本施策

高齢者の在宅支援

在宅サービス・生活支援の充実や、高齢者等が外出しやすい仕組みづくりにより、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の日常生活を支援します。地域ケア会議^{*21}において高齢者の実態や地域ニーズ、支援のあり方を把握し、新たなサービスの創出につなげます。

また、介護が必要となる前段階において、自立支援、介護予防・重度化防止を意識したケアプラン^{*22}の作成に努めるとともに、介護予防を推進します。

さらに、年齢に関係なく、支援される側だけでなく支援・活動する側の生きがいにもつながるよう、お互いさまの地域支え合い活動を支援します。

→関連施策：基本施策 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

認知症施策の推進

令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念のもと、誰もが認知症になりうるため、認知症になっても本人の意思が尊重される地域を目指します。

日頃の接し方など町民の理解を深めるとともに、より一層、認知症の予防、早期対応の推進、認知症の人の社会参加機会の確保、家族や親しい人への支援等、認知症施策の充実を図ります。

→関連施策：重点施策 支え合い活動の推進

^{*21} 地域課題解決に向けた資源開発や政策形成につなげるための医療等多職種による議論の場。

^{*22} 利用者に対する支援の方針等をまとめた計画書。

分野別目標 4

障がいのある人が安心して暮らせる、心の安らぐまち

障がいのある人が、自己実現に向けて主体的に社会参加でき、地域で安心して生活を送ることができるよう、地域の特性やその人の状況に応じた事業を柔軟かつ効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、すべての人が支え合える社会を作ります。

現状と課題

障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活するためには、障がいの程度、社会活動、介護者や住まいの状況などを踏まえ、その人に合った福祉サービスを提供する必要があります。

また、障がいのある人自身も、日常生活を営む上で必要な情報を受け取ることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った環境づくりを進めていく必要があります。

近年、発達障がいの認知度が高まり理解が広がったことで早期診断につながることもあり、幼稚園や保育園、学校等においてさまざまな障がいへの支援のあり方が課題となっています。こどもたちの育ちを支えるとともに、発達段階の特性に応じた適切な支援が必要です。

重点施策

地域における自立生活の促進

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者が地域生活（グループホーム、在宅など）へ移行できるよう家族・関係機関と協力し、支援していきます。また、就労移行支援^{*23}や就労継続支援A型及びB型^{*24}を利用している障がい者が一般就労へ移行できるよう本人の常況や要望、就労内容を考慮し、支援します。

さらに、サービスの利用や希望する暮らしの実現のため、町内で一人暮らしする際の課題をカバーできるよう、地域への移行促進に向けた体制を整備します。

支援体制の充実

保健師や民生児童委員による相談のほか、地域活動支援センター、須高地域総合支援センター、サービス事業所などの専門職による相談支援について、多職種による連携を強化し、相談支援体制の充実を目指します。

また、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービスや障害児福祉サービスについて、ホームページや広報紙などによる周知を図るとともに、利用者の要望に応じた適切なサービスの安定的な提供を目指します。

さらに、障害福祉サービスでは充足しきれない部分について、柔軟に対応できるよう利用者の要望を把握しながら、安定的に提供できる体制整備の検討を進めます。

^{*23} 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

^{*24} 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行うもの。（雇用契約を結ぶ＝A型、雇用契約を結ばない＝B型）

重点施策

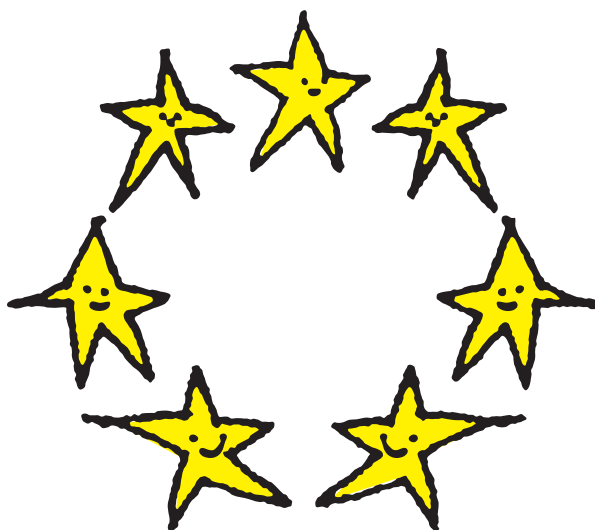
障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容体制の構築

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する体制の拠点として、「児童発達支援センター（仮称）」の形態などを検討した上で、設置を目指します。

→関連施策：重点施策 こどもの成長を育む支援体制の充実

主な関連計画

- ・健康増進計画はつらつおぶせ健康 21（第三次）（令和6年度～令和17年度）
- ・第2次小布施町自殺対策計画（令和5年度～令和9年度）
- ・国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・（第4期特定健康診査等実施計画）（令和6年度～令和11年度）
- ・小布施町高齢者福祉計画・第9期小布施町介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）
- ・第5次小布施町障がい者計画（令和6年度～令和11年度）
- ・第7期小布施町障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）
- ・第3期小布施町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）
- ・第四次小布施町男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）



3 学び・文化芸術



他者との交流を通じ、何歳になっても新しい知識やスキルを学べて夢中になりいきいきと暮らすために、生涯を通じた学びの機会を保障するとともに、豊かな人生を育むために先人から引き継がれた文化・芸術を継承します。

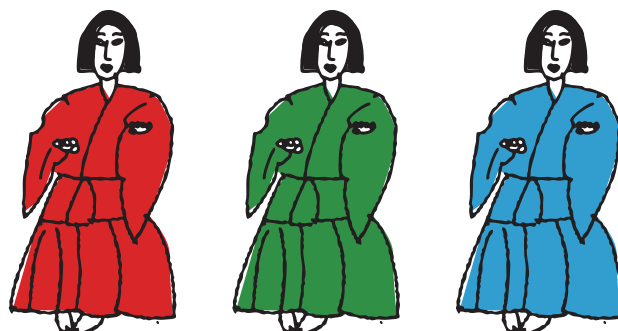
分野別目標（ありたい姿）

- 1 生涯を通じて、共に学び、つながり、支え合うまち
- 2 スポーツを通じて生きがいが醸成されているまち
- 3 文化・芸術を受け継ぎ、次世代につなぎ、育む豊かなまち
- 4 一人ひとりの人権が尊重され、差別のないまち



達成目標 (KPI)

評価指標	現況値		目標値 (令和11年度)	該当
	値	年度		
子ども教室・わんぱく教室・小布施町中学生地域クラブの参加者数(一部延べ人数)	433 人	令和6年度	450 人	分野別目標1
図書館来館者数	80,377 人	令和5年度	81,000 人	分野別目標1
町民運動会 参加自治会数	25	令和6年度	27	分野別目標2
町民一人あたりの体育施設利用数 (令和6年1月1日現在総人口 10,992 人／年間 3,024 回)	約 0.3 回／年	令和5年度	1 回／年	分野別目標2
スポーツチーム数 (スポーツ協会・早起き野球・スポーツ少年団)	32	令和6年度	35	分野別目標2
生涯学習講座の参加者数	324 人／年	令和5年度	350 人／年	分野別目標3
自治会人権学習会の開催回数	14 回／年	令和6年度	27 回／年	分野別目標4
地方自治法第 180 条の 5 及び第 202 条の 3 に基づく委員会・審議会等の女性の割合	24%	令和6年度	40%	分野別目標4
第五次小布施町男女共同参画基本計画策定に係るアンケートにおいて、家庭や職場等で女性が男女平等であると回答した割合	26.9%	令和2年度	40% (令和12年度)	分野別目標4



分野別目標 1

生涯を通じて、共に学び、つながり、支え合うまち

一人ひとりの趣味や趣向に基づく学びは日々の生活を豊かにし、他者との関係性の中でより深い学びとなります。

この学びを通して、人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環が生まれ、持続的な地域コミュニティの構築が進展するよう学びの機会を保障し、支援します。

現状と課題

人生100年時代、^{ソサイエティ}Society 5.0^{*25}の到来など社会情勢は急速に変化し、予測困難な時代となる中、生涯学習・社会教育の役割が変容しつつあります。

また、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化を背景とした世帯構成や生活様式が変化し、地域社会を支える人と人との「つながり」が希薄化しつつあります。

今後は誰一人取り残さない社会的包摂、ウェルビーイングと共生社会の実現、地域コミュニティの形成に向けて、生涯を通じた学びを推進する必要があります。

重点施策

町全体を教室とした社会教育の展開

地域住民の協力のもと、異なる年齢のこどもたちが農作業や自然の中での活動、伝統文化活動等さまざまな体験活動を共に経験することで、地域への愛着を持ち、物事に主体的に取り組むこどもたちを育てます。また、中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる環境を整備します。

→関連施策：基本施策 こどもの思いを受け止めるおとなづくりの推進

→関連施策：基本施策 コミュニティ・スクールを基盤とした地域と園・学校の連携促進

→関連施策：基本施策 多世代とつながり合う地域づくりの推進



^{*25} 我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会。国では、その未来社会像を「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ (ウェルビーイング) を実現できる社会」としている。

すべての人への包摂的かつ質の高い学びの促進

町民が「つどい、まなび、むすぶ」場として町民相互の学び合い、交流の促進、地域連携を進め、公民館における地域コミュニティの拠点機能の強化を図ります。そのため、町民のニーズに沿った質の高い自発的な学びの場を創出し、施設の活用促進と整備等を進めます。

→関連施策：基本施策 生物多様性の保全

図書館利用環境の充実

「学びの場」「子育ての場」「交流の場」「情報発信の場」の4つを柱として、活動する図書館（通称：まちとしょテラソ）は、「交流と創造を楽しむ、文化の拠点」をコンセプトに、書籍を中心とした資料や情報の収集・提供を行うとともに、さまざまなイベントを開催するなどして利用環境の充実と利用者数の増を図ります。



分野別目標 2

スポーツを通じて生きがいが醸成されているまち

スポーツは、技能の向上を図る目的以外にも、ストレスの解消や生活習慣病の予防、他者との連帯感の醸成等に寄与します。

各種スポーツ団体の育成を進めるとともに、自治会単位で参加するスポーツ大会を開催することで自治会内のつながりを強化し、さらにはスポーツのまちづくりを推進します。

また、町内を拠点に展開されている、ボルダリング、スケートボード、スノーボード、スラックライン等、若者ならではの視点から生まれたスポーツを発信し、小布施文化の創造につなげます。

現状と課題

昭和 50 年代に社会体育施設が整備されると町におけるスポーツ熱は高まりを見せ、最盛期には町スポーツ協会をはじめとし、多くの町民がスポーツに親しみ、小布施町はまさにスポーツの町と言える町でした。しかし、時代とともに、町民のスポーツに対する関心度は徐々に低下、町内スポーツ団体の会員数は年々減少しています。

小布施町の魅力の一つであった自治会内のつながりも、新型コロナウイルス感染症の流行により以前に比べ失われつつあります。小布施のスポーツの象徴とも言える町民運動会や分館球技大会は、町スポーツ協会員の協力により開催していることから、会員数の減少は開催の可否を左右する大きな課題の一つとなっています。

また、昭和 50 年代に整備した社会体育施設も老朽化が進んでいることから、近年、長寿寿命化工事等を進めています。

重点施策

スポーツ活動を通じた地域のつながりづくり

町民運動会などスポーツ大会への参加、選手への応援等を通じ、町民の親睦を深め、連帯感や良好な人間関係を形成するとともにスポーツによるまちづくりを進めます。

基本施策

スポーツのまちづくりを支える体制づくり

町スポーツ協会や町スポーツ少年団、町早起き野球連盟等の各種スポーツ団体への支援を通じ、スポーツ団体の育成を行い、スポーツ人口の拡大及びスポーツのまちづくりを支える体制づくりを目指します。

快適に利用できるスポーツ施設の環境整備

誰もが安心して気軽にスポーツを楽しむ環境づくりのため、利用状況等を把握した上で、将来を見据えたスポーツ施設の修繕等の整備を進めます。

分野別目標 3

文化・芸術を受け継ぎ、次世代につなぎ、育む豊かなまち

人々の創造性を育み、豊かな人間性を醸成するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力あるまちづくりの基となる地域文化の創造・発信を進めます。

また、歴史・文化財の魅力を周知し、教育やまちづくりに活用しながら保存・継承し、次世代へつないでいくことを目指します。

｜ 現状と課題

建造物や神社仏閣、仏像など小布施町に残る貴重な文化財を町宝に指定し保存に努めてきました。今後も町内にある有形無形の歴史的文化財を調査し、保存・継承していくことが必要です。また、少子高齢化や時代の変化に伴い、伝統的な祭りや獅子舞など地域の文化を受け継ぎ次代へつないでいくことが難しくなっています。

町ではお肴謡教室や「おぶせ能」公演の開催などの伝統芸能の継承支援や、博物館・美術館での中島千波さん、春山文典さんなど小布施町出身の芸術家による企画展の開催、高井鴻山や葛飾北斎など先人たちの足跡の紹介等、文化・芸術を町内外へ発信し、多くの人に小布施を訪れていただくようになりました。

これからは町民が心身ともにいきいきと活動するために、より一層文化・芸術が果たすべき役割が重要になっていきます。文化・芸術に親しみ、時代への架け橋となる人材の育成が課題です。



重点施策

文化・芸術に触れる機会の創出

文化・芸術を通して人間の多様性を認め合い、理解を深めるため、各種企画展やワークショップ事業など良質な文化・芸術に触れる機会の充実に努めます。地域ゆかりの芸術家との交流を図り、誰もが気軽に文化・芸術に親しむことができる機会の創出や、新しい文化創造活動を支える環境を整え支援します。「文化を通して人々がつながる場」として情報発信に努め、町民の心の豊かさを育みます。

→関連施策：基本施策 多様性を認め合える価値観の醸成

歴史・文化財の発掘と保存継承

今日まで引き継がれてきた小布施町の豊かな自然や風土に根ざした魅力ある歴史や文化資産を発掘し、教育、福祉、まちづくり、観光などに活用しながら保存し、後世に継承していきます。

→関連施策：重点施策 うるおいのある美しいまちづくりの推進

基本施策

伝統文化・芸能活動の保存継承

先人より大切に受け継いできた伝統文化・芸能活動を支援するとともに、未来に向けて保存継承していくため、活動団体等と連携して担い手・後継者の育成に取り組みます。

古文書の発掘と保存継承

町内各所に残る貴重な古文書資料の散逸を防ぎ、収集や解読研究に取り組みます。地域の歴史や独自の文化形成に至った背景を紐解き、これからのまちづくりに活かせるよう後世に継承していきます。

分野別目標 4

一人ひとりの人権が尊重され、差別のないまち

互いに尊厳を認め合い人権を尊重する心を育成し、あらゆる分野で人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮することができる社会を目指します。

現状と課題

同和問題をはじめとするあらゆる差別や、インターネット上での誹謗中傷など新たな人権問題が発生していることから、町民一人ひとりがさまざまな人権問題についての理解と認識を深める必要があります。

我が国の伝統的な男女による性別役割分担（固定的性別役割分担意識）は、人々の多様な生き方を阻害する象徴的な差別構造の一つです。一方で、性別によりライフステージごとに迫られる課題は異なることから、性別によってその選択肢が狭められないように合理的な配慮も重要です。

重点施策

人権教育と啓発活動

家庭、地域、学校、職場など、あらゆる場や機会において、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人、性的少数者等、さまざまな人権問題に対する教育・啓発活動を推進します。

→関連施策：基本施策 こどもの居場所づくり

男女共同参画の推進

性別を理由に職場や家庭で特定の役割を強いられたり、ワークライフバランスが損なわれたりすることのないよう、町全体で男女共同参画を推進します。

→関連施策：基本施策 働く世代の就労と子育ての両立の支援

多様性を認め合える価値観の醸成

伝統的な価値観や偏見に縛られず、自分と他者は異なる存在であることや対話の大切さ、多様性のある社会に生きることが自分自身の幸せにつながるという考え方などを町全体に広め、多様性を認め合える価値観の醸成に取り組みます。

→関連施策：重点施策 文化・芸術に触れる機会の創出

主な関連計画

- ・第四次小布施町男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）